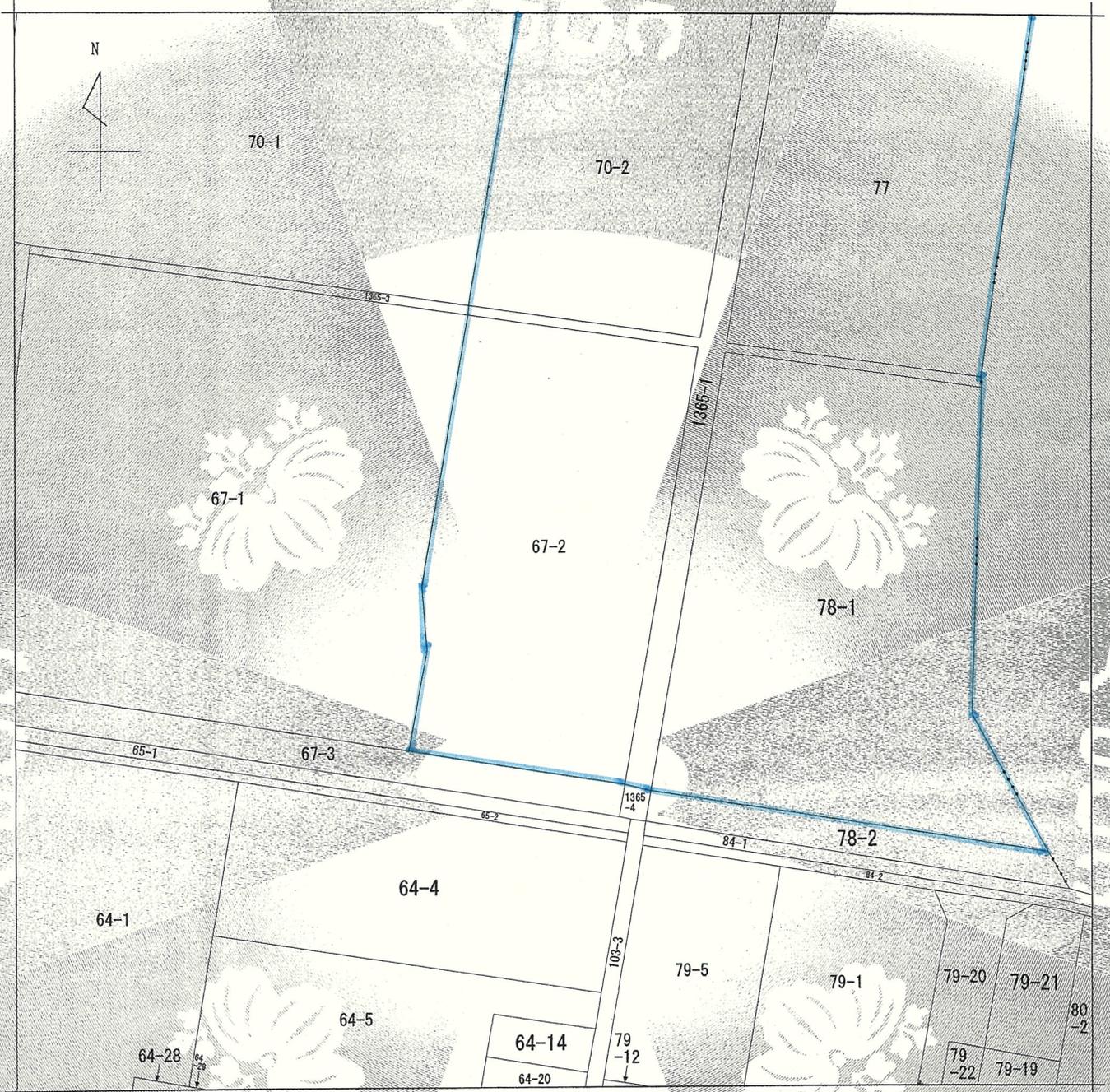


4 79-19



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し  
横堤4丁目

請求部	所在	大阪市鶴見区横堤四丁目			地番	67番2		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙二	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和53年11月15日			備付年月日(原図)	昭和53年11月15日		補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年4月6日  
大阪法務局

請求番号：5-1  
(1/1)

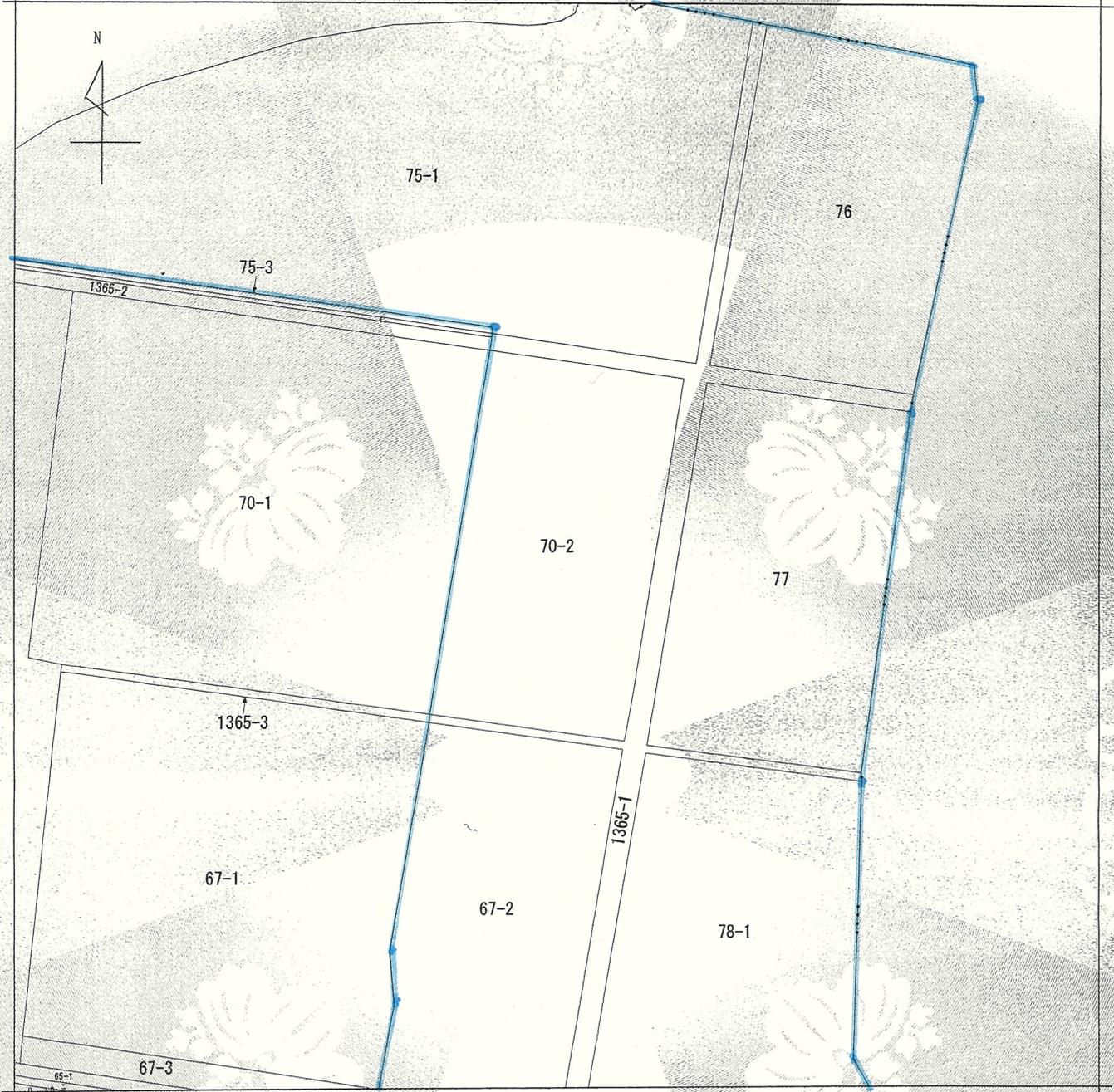
登記官

川本秀文



公用

イ 1365-5    ハ 64-2  
 □ 64-1       ニ 65-2



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出  
 横堤4丁目

請求部	所在	大阪市鶴見区横堤四丁目		地番	70番2		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年4月6日  
 大阪法務局

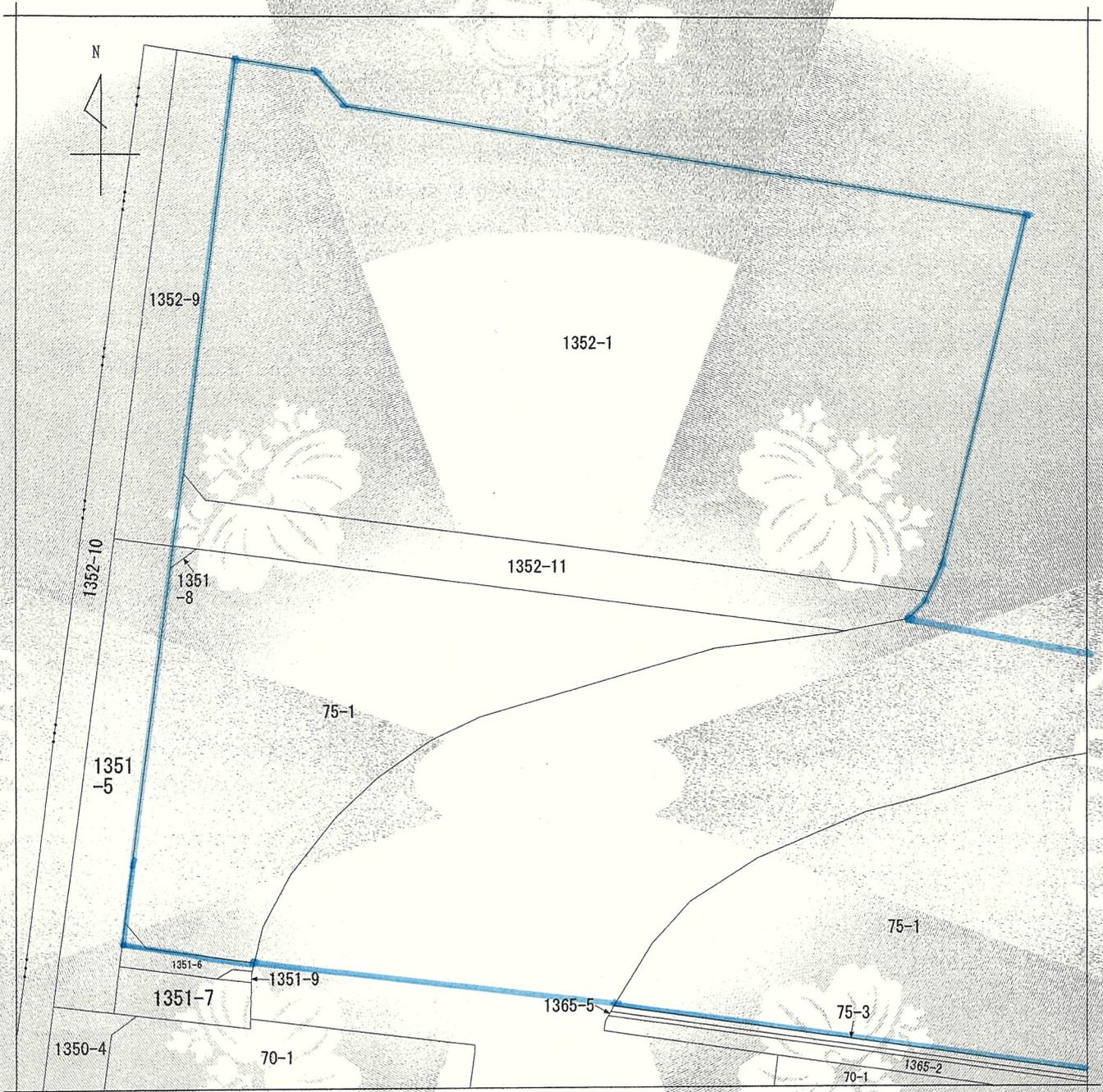
請求番号：5-3  
 (1/1)

登記官

川本秀文



公用



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 横堤4丁目

請求部	所在	大阪市鶴見区横堤四丁目			地番	1352番11		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙二	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和53年11月15日			備付年月日(原図)	昭和53年11月15日		補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年4月6日  
大阪法務局

請求番号：5-22  
(1/1)

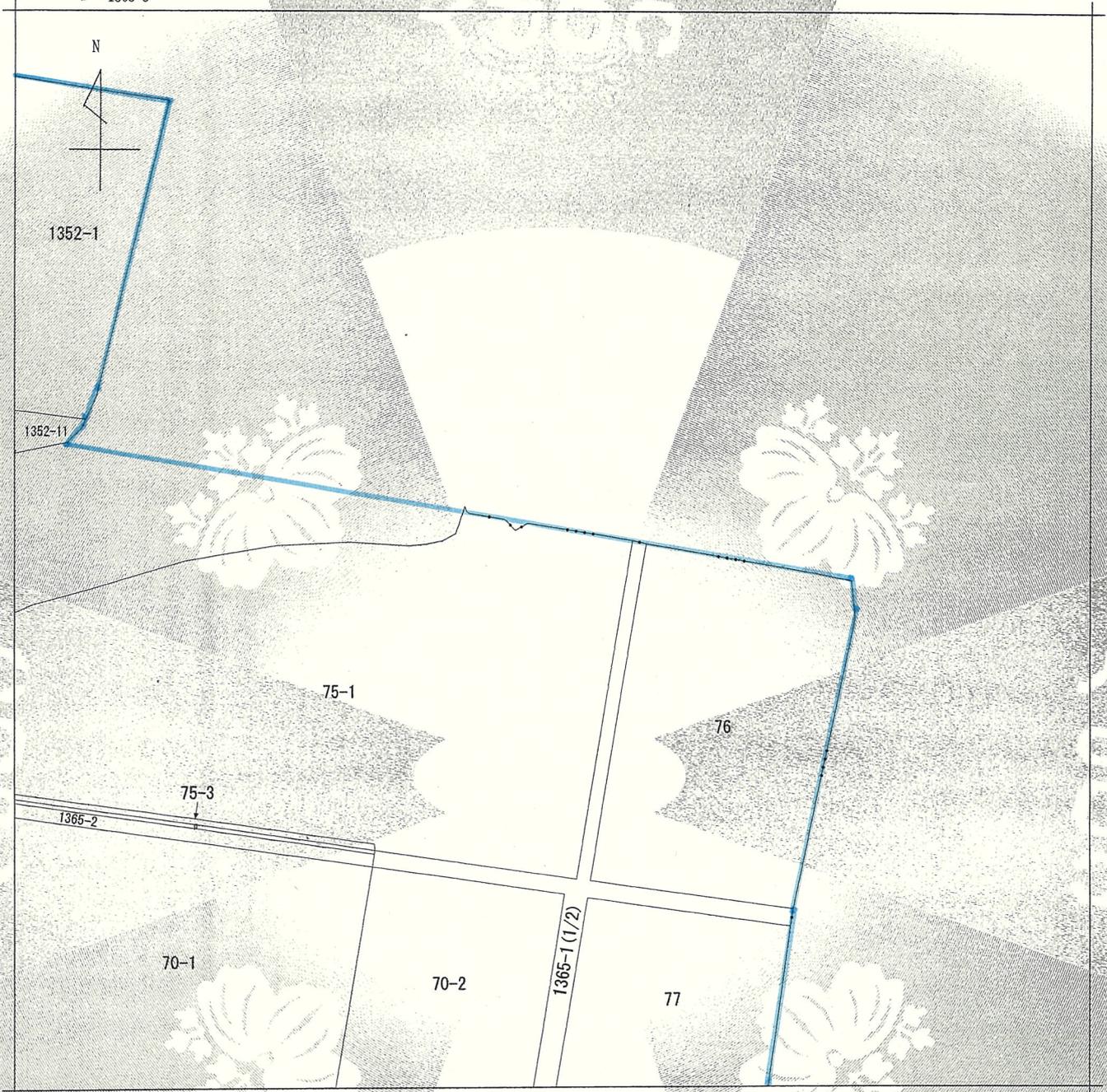
登記官

川本秀文



公用

イ 75-1  
□ 1365-5



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し  
横堤4丁目  
横堤4丁目

請求部	所在	大阪市鶴見区横堤四丁目		地番	1365番1		
出縮	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年4月6日  
大阪法務局

請求番号：5-24  
(1/2)

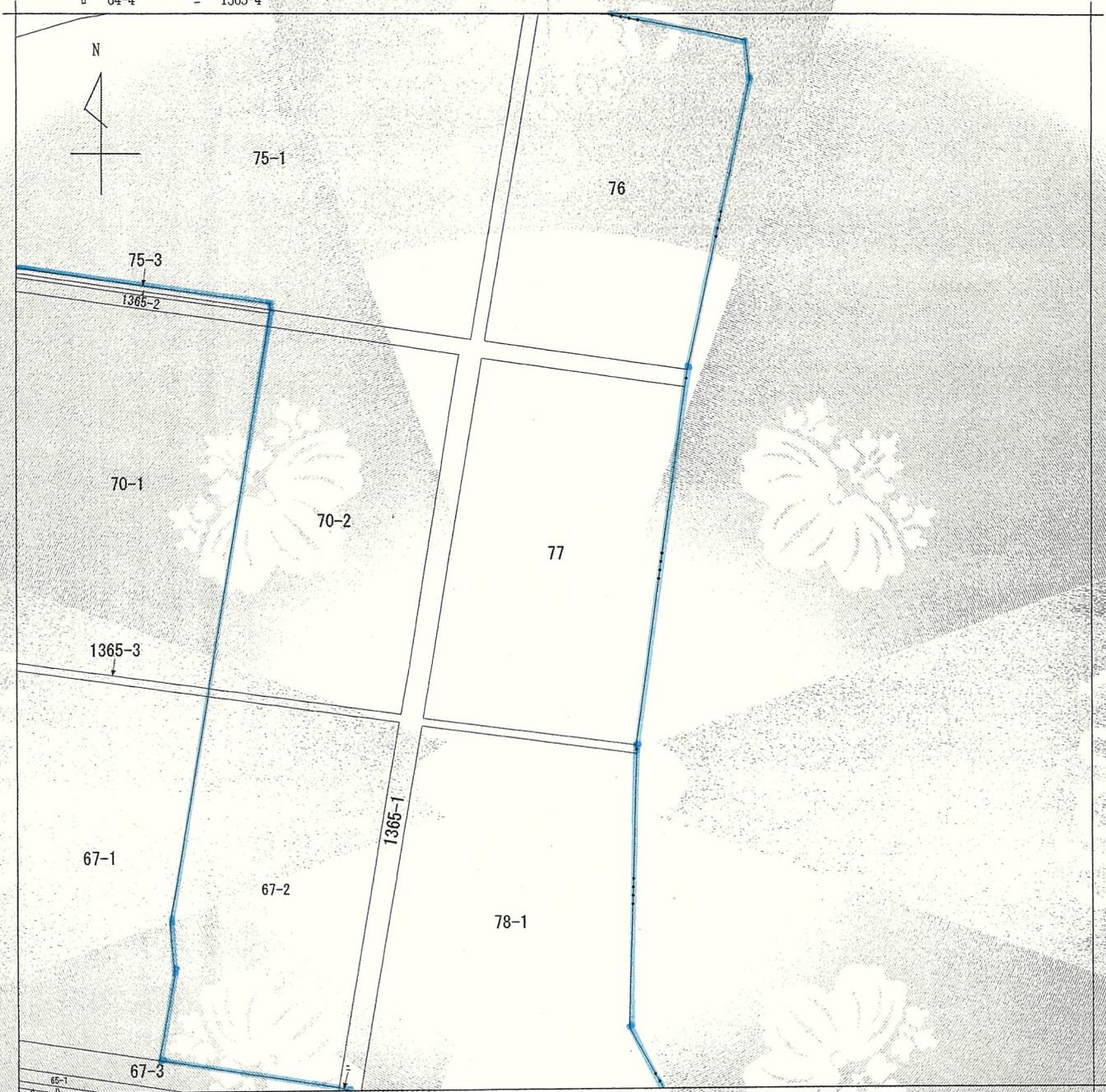
登記官

川本秀文



公用

イ 1365-5    ハ 65-2  
 □ 64-4      ニ 1365-4



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出  
 横堤  
 4丁目

請求部	所在	大阪市鶴見区横堤四丁目			地番	77番		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は番号は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年4月6日  
 大阪法務局

請求番号：5-10  
 (1/1)

登記官

川本秀文



公用

備考

- ・土地の所有者が大阪市であるが、届出者が大阪市水道局長である理由

地方公営企業法第 8 条（管理者の地位及び権限）及び大阪市財産条例第 3 条（財産の管理者）に基づき管理者である大阪市水道局長にて届出を行う。

（参考）

地方公営企業法

（管理者の地位及び権限）

第八条 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。ただし、法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 予算を調整すること。
- 二 地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。
- 三 決算を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。
- 四 地方自治法第十四条第三項並びに第二百二十八条第二項及び第三項に規定する過料を科すること。

2 第七条ただし書の規定により管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。

大阪市財産条例

（財産の管理者）

第 3 条 本市の財産は、市長及び公営企業管理者（以下財産管理者という。）並びに教育委員会が法令、条例又は規則の定めるところにより、それぞれこれを管理する。

以上